

第21回「京都市ごみ収集業務評価推進会議」議事録

日 時 令和2年8月12日（水）
午後2時～午後3時30分

場 所 職員会館かもがわ 大会議室

出席者 （敬称略 五十音順）

委 員 菊 池 健太郎（公認会計士）
" 小 島 一 芳（市民公募委員）
" 高 橋 かつ子（京都市ごみ減量推進会議委員）

会 長 中 井 歩（京都産業大学法学部教授）

委 員 中 野 比佐子（京都市地域女性連合会常任委員）

委 員 西 川 恵理奈（市民公募委員）
" 松 川 杏 寧（国立研究開発法人防災科学技術研究所特別研究員）
" 山 本 菜 摘（市民公募委員）

事務局 京都市 環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課

議事内容

- 1 令和元年度のごみ量について（資料1）
- 2 ごみ減量・資源循環の促進に向けた資源物回収の拡充について（資料2）
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大における対応について（資料3）
- 4 委託事業者の評価について（資料4）
 - (1) 委託事業者の状況について
 - (2) 委託事業者ごとの評価について
- 5 令和2年度「ごみ収集業務に関するアンケート調査」（案）について（資料5）
 - (1) 京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査＜概要＞
 - (2) 京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査＜新旧対応表＞
 - (3) アンケート調査

○開会

○環境政策局循環型社会推進部長挨拶

部 長： 皆様、平素は京都市の環境行政の推進に御尽力、御協力賜りまして誠にありがとうございます。

本日、様々な報告もさせていただきますが、この会議も久々の開催ということで、私のほうから3点報告させていただきたいと思います。

1点目は新型コロナウイルスの影響についてです。我々が行っている家庭ごみの収集に関しまして、新型コロナウイルスの感染が職員にないことを第一に、様々な取組を行ってまいりました。職員に限らず、本日お越しにいただいている委託事業者にも対策をしていただくことで、今日まで、委託事業者を含む職員の感染者は一人も出ていないという状況です。また、ごみの排出量に関しましては、在宅でお過ごしになる方がたくさんいらっしゃることから、家庭ごみが4月から6月で大体5パーセント程度、昨年度の同時期と比較して増加しております。とりわけ、プラスチック製容器包装が、御家庭で長く過ごされる期間が長くなるにしたがって増加しておりましたが、7月に入って、昨年度よりも1パーセントから2パーセント程度の増加幅に収束してきました。一方で事業ごみについては、経済活動が停滞している状況の中で、4月から6月で2割程度、昨年度の同時期と比較して減少している状況が続いております。

2点目は、この10月から実施する資源物回収の拡大についてです。詳細は後ほど御説明申し上げたいと思いますが、市民の皆様が資源物を排出しやすいように「移動式拠点回収」という制度がありますが、この制度の拡大をするべく現在、準備をしております。

3点目は、被災地への派遣についてです。被災地の災害廃棄物の処理に少しでもお役に立てるよう、パッカー車及び職員の派遣という形で、これまで毎年のように被災地への支援を行ってまいりました。一昨年度は岡山県倉敷市、昨年度は福島県郡山市への派遣を行っており、今年度については、ちょうど昨日から熊本県八代市のほうにパッカー車及び職員を派遣しております。

さて、最後に本日の主な議題について御説明させていただきます。皆さんに評価いただいているごみ収集業務についてですが、ごみ収集業務の委託化が拡大している状況を踏まえ、今回の会議から、委託事業者にも出席していただいております。本日は、委託事業者の取組について、皆様に把握していただき、率直な感想も含めて、御意見をいただければ幸いです。また、毎年やっている市民アンケート調査についても本日御意見を賜るということで、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが私からの御挨拶とさせていただきます。

事務局： 本日の会議ですが、非公開情報を取り扱いませんので、公開で実施をさせていただきたいと思います。それでは、以降の議事進行は中井会長からお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○本日の会議の目的等

会 長： 本会議は、最近の京都市の取組状況や、市民アンケート調査結果の御報告を伺って、意見を出し合うことで市民の皆様が満足する、されるような業務実現につないでいくことを目的としております。市民の代表の皆様の忌憚のない意見交換・質疑をしていただければと思います。

それでは議題１から３について、報告事項になりますので、まとめて事務局から御説明いただき、その後で質疑に移りたいと思います。次に議題４、５については議題ごとに事務局から説明を行い、その後で質疑に移りたいと思っております。それでは事務局からよろしくお願いいたします。

事務局から資料の説明

会 長： ありがとうございます。

ただいま事務局から資料１「令和元年度のごみ量について」、資料２「ごみ減量・資源循環の促進に向けた資源物回収の拡充について」、資料３「新型コロナウイルス感染症拡大における対応について」を御説明いただきました。

資料１「令和元年度のごみ量の報告について」について、御質問あるいは御意見等がありましたら、どうぞお願いいたします。

委 員： ごみ量について、平成３２年度（令和２年度）までの目標値が定められていたと記憶しています。今後、その目標値に向けてどのように取り組んでいくのでしょうか？

事務局： 本市のごみ量の目標数値ですが、受入れ量ということで、ピーク時には８２万トンでしたが、今年度末までに計画では３９万トン、ピーク時の半減以下を目指すという内容となっています。本日お示しした資料については、昨年度のごみ量であり、約４１万トンという実績は、ピーク時から大きく前進しておりますが、目標と定めた３９万トンまでには約２万トンの開きがある状況です。

現在、廃棄物減量等推進審議会において、今後１０年間の新たな計画を策定しており、ごみ量の新たな目標数値やその他の目標数値についても、人口の減少や、食品ロス、プラスチック類、紙ごみ対策等の影響を踏まえて議論しております。

会 長： ありがとうございます。

では、続いて資料2「ごみ減量資源循環促進に向けた資源回収の拡充について」についてです。移動式拠点回収の件数が現在の約8倍、雑がみ収集の頻度が現在の2倍になるとのことですが、この背景にあるのは燃やすごみの午前収集が達成できたためという理解でよろしいでしょうか。

事務局： おっしゃる通り、拡充の背景の一つに燃やすごみの午前収集の達成があります。現在、雑がみは月1回、せん定枝も月1回の収集をしており、移動式拠点回収も行っている中で、午後作業の事業を大きく見なおすため、資源物回収の拡充を行うものです。具体的には、せん定枝は移動式拠点回収に統合し、事業をコンパクトに圧縮し、その代わりに雑がみ収集を拡充します。

また、京都市では、民間事業者における古紙回収、町内やマンション単位でのコミュニティ回収を基本として進めておりますが、民間事業者が廃業するなどにより収集できていない地域も発生してきていることから、そのような地域の紙類についても再資源化を図るため、事業の見直しを行うものです。

委 員： ごみの減量について、以前、「びんは茶色と白は回収・リサイクルができる。」とお聞きしたことがあるが、現在、ワインのボトルや緑色のビンなどが出回っています。京都市において、白色と茶色のびんしか販売できないというルールを作るのはいかがでしょうか。

事務局： びんの排出については、びんの色指定はなく、収集後、「白色」、「茶色」、「その他」に分別して、それぞれ売却をしております。びんの色は多様にありますが、「白色」、「茶色」以外は「その他」の色としてまとめております。

また、今の御意見は重要な事と考えています。これまで、京都市でも「ごみ減量」として、ごみ量を半分に減少させる取組みを進めており、先ほど説明しましたこれからの10年間の計画策定において議論しているのは、ごみ量もさることながら、資源循環社会の中で資源が循環する仕組みをもっと構築していくということです。例として挙げていただいたびんの色種類の話がありますが、視点としては、資源化・再資源化しやすいものをこれからユーザーである市民の方にもできるだけ使っていただくことが、これからは大事になってくると考えております。ただちに京都市内だけ色つきのびんの販売は禁止というルールを作るというわけにはいきませんが、そういう視点をもってこれから物事を考えて行くということが大変重要であると考えているところです。

会 長： 国の法律でプラスチックの分別回収が義務化の話が進んでおりますが、今年度の収集への反映はないのでしょうか。

事務局： 現在、京都市で「プラスチック製容器包装」の分別収集を行っておりますが、これは関連する法律に基づいて行っております。中井会長からお話ございましたのは、「製品プラスチック」であり、京都市では、現在、「燃やすごみ」で排出していただいております。現在、国で議論しているのが、「製品プラスチック」も分別収集して、再資源化を図っていくという内容です。環境省と経済産業省において委員会を作って議論しており、そのような方向性になっていくと思いますが、企業の費用負担の問題や回収量の観点から、現在のように、定期回収する形がふさわしいのか、移動式拠点回収のような形で拠点回収するのがふさわしいのかについて、これから京都市でも議論してまいります。広報によりますと、早ければ令和4年度からそういう仕組みを導入していくということですが、どのような形にしていくのかということについて、市民の皆様にも知っていただかないといけませんので、その準備にこれから入っていこうという段階です。

会 長： プラスチックはなかなか分別が難しく、「プラスチック製容器包装」においては、容器包装ではないプラスチックも誤って入れてしまうケースもたくさんあると聞いておりますし、正しい分別について、市民の皆様にしっかり伝えるのも簡単ではないと考えます。十分な周知期間も含めて考えていただければと思います。

委 員： マーケット回収をさせていただいておりますが、あまり知られておらず、資源物を持って来られる方が少ないです。例えば、資料8ページの2の「京都ならではの「雑がみ分別・リサイクル」について」の箇所に、マーケット回収も記載するなど、周知を図っていただきたいです。

事務局： マーケット回収については、現在、行政区ごとに1箇所あるかないかという状況のため、今回の広報資料には掲載しておりません。今後、様々な手段で周知させていただきたいと思います。

委 員： コミュニティ回収などの拠点回収では、捨ててはいけないごみや分別が不十分なごみの排出が多くなります。全て定期収集で収集していただければ、各家庭も責任を持って排出すると思うのですが、拠点回収と定期収集に分ける必要があるのでしょうか。

事務局： 名称が色々ありややこしいですが、「拠点回収」と燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶の4種類を収集する「定点回収」があり、「定点回収」は地域の皆様の何世帯かでまとめてごみを定期的に出していただく場合に御利用いただいています。「拠点回収」では、紙類などの資源物を排出していただく場合に利用していただいております、区役所や支所、商業施設などに持参していただき回収を行っています。

定期的に各御家庭で一定の量が出るごみについては「定点回収」を御利用いただき、季節ごとや御家庭によって排出量や機会が異なるごみについては「拠点回収」を御利用いただくという収集方式となっています。効率的な収集を行い、収集コストを削減するために、2つの収集方式を使い分けております。

委員： 雑がみについてですが、現在、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響で雑誌の整理などをしており、捨てる量が大変多くなっているため、雑がみ収集を拡充していただけるのは大変ありがたいです。しかし、雑誌などを新しく購入する場合、電子書籍で購入するのが私の世代では主流になっているため、現場の職員の負担も考慮して、いつまで継続するのか検討しつつ、この事業を実施いただければと思います。

事務局： ありがとうございます。いただいた御意見も参考にしまして事業を継続していきたいと思います。

委員： 資料の7ページで、「京都市 雑がみ」で検索」との記載があるので、ホームページで検索してみたのですが、「雑がみの分別・リサイクルに御協力下さい!」というページと、「雑がみ分別支援ツール」というページがあり、平成26年度と平成28年度にそれぞれ公表されているようですが、「雑がみの分別・リサイクルに御協力下さい!」というページには、「雑がみ事典」というExcelのデータがあり、「雑がみ分別支援ツール」のページには、「雑がみ図鑑」というデータがあります。おそらく「事典」のほうがより詳細についての内容なのだと思いますが、「図鑑」と「事典」のどちらも必要なのであれば、ホームページをまとめられたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局： 今回のタイミングで、リニューアルをしたいと思っております。

会長： 資料2については以上でよろしいでしょうか。

続きまして、資料3「新型コロナウイルス感染症拡大における対応について」についてです。京都市では、感染者が出て収集業務が停止したなどの事態は発生

しておらず、緊急事態期間を乗りこえることができました。私も家で1ヶ月、2ヶ月程度自粛しておりましたが、その間も毎日、収集をされていたことについて、本当に頭の下る思いであります。

何か御質問あるいは御意見等がありましたら、どうぞお願いいたします。

委員： ごみ収集業務をするにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から、どのようなリスクがあるのでしょうか。配布いただいた資料に記載されている取組について、どのようなリスクがあるから行ったのか、例えば業務の特殊性などからのリスク等についてお聞きし、網羅的に取り組まれているかどうか確認させていただきたいです。

事務局： 京都市で行っているごみ収集業務は、燃やすごみでいえば年末年始を除き週2回、3日もしくは4日おきに必ず収集をしております。「人が直接やっている」業務のため、定期的な収集を守っていくために「人員の確保」がもっとも重要になります。新型コロナウイルスの場合、陽性となれば、その周囲にいた人が濃厚接触者となり、出勤停止せざるをえなくなることがあり、人員が大きく欠けてしまうリスクがありますので、まずそのような事態が起こらないように、感染予防を行っていくことを意図として取り組んでおります。

また、ごみの中には、たとえばマスクやティシュペーパーなど感染者が使用したごみも普通に捨てられているケースがあります。そういったマスクなどを収集する際に袋がはじけて中身をかぶってしまうリスクもございます。

そのような2つの観点から取り組んだ対策を今回御報告させていただいております。

なお、大型ごみについては、大型ごみの電話申込受付や収集の差配をする大型ごみ受付センターの「受付機能」が失われると、市民生活への影響が非常に大きいことから感染対策を行っており、併せて御報告させていただいております。

第20回ごみ収集業務評価推進会議においても、新型コロナウイルスへの対策について聞かせていただきたいという御意見をいただいておりますので、今回御報告させていただいております。

委員： コミュニティ回収を利用している方から「古着回収を再開します」という回覧が回ってきたのですが、これはそれぞれの回収業者によって違うのか、京都市としてどういう方針を出されているのか教えていただきたいです。

事務局： 古着回収についてですが、回収した古着の7割が海外で流通していますが、本年の4月以降、全国的に古着の回収が停滞する事態が発生しており、京都市でも

5月以降、各区役所やエコまちステーション、上京リサイクルセンターなどの拠点回収での回収を停止している状況です。

コミュニティ回収については、各業者と契約して行っておりまして、契約している業者によっては回収を行っているケースもあると聞いておりますが、京都市では拠点回収で排出される量に対応できる業者がいないため、現在は、回収を停止したままとなっております。

古着の回収の処分の多く（7割）を海外で行っているため、そこが本格的に再開されるまで、京都市での古着の回収の再開は難しいと考えておりますが、国内で処分している3割分だけでも流通先を確保できれば、少しずつ回収を再開できるかと思います。

委員： 古着は「燃やすごみに入れなさい」と聞いたことがあるのですが、古着の回収停止の間は、燃やすごみで排出せず、保管しておくべきなのでしょうか。

事務局： 「燃やすごみ」に出していただきますと、焼却処分となり、先ほど報告いたしました「ごみ量」にも含まれます。古着の回収が再開されることは間違いありませんので、京都市としては、それまで御自宅等で保管していただくことを積極的にお願いしているところです。

会長： 続きまして、議題4「委託事業者の評価について」に移ります。京都市では、家庭ごみ収集業務について、民間への委託率を高めており、今後、家庭ごみ収集業務における委託事業者のサービス対応の維持向上がこれまで以上に重要度が増してまいります。

そのため、今年度から新しい試みとして、委託事業者への個別評価を実施し、アンケート結果を踏まえた業務の改善・工夫の促進を図ります。本日はごみ収集業務を受託されている委託事業者の方に御出席いただいておりますので、簡単な会社概要と取組の紹介をお願いしたいと思います。

その後、委託事業者毎の評価について事務局から御説明をいただき、質疑を行いたいと思います。

事務局： 京都市では、ごみ収集業務の民間委託化を進めるとともに、契約における透明性、公平性を確保するために、競争入札による受託業者選定を導入しております。現在187台の収集車のうち、108台が競争入札で選定された事業者へ業務を委託しており、事業者は全部で10社となります。その10社全てが、安定した業務の履行と充実を図るために設立されました「京都市生活環境事業共同組合」に参画されていることから、本日は組合の事務局を担っておられます、京都かん

きょう株式会社の松原経営戦略室長に、委託事業者の御紹介と、取組などについて御説明をお願いしたいと思います。それでは松原室長どうぞよろしくお願い致します。

松原室長： 京都市生活環境事業共同組合事務局の松原と申します。どうぞよろしくお願い致します。私からは、京都市のごみ収集業務を受託している受託事業者について御説明をさせていただきます。

資料４の１「委託事業者の状況について」の説明

事務局： 続きまして委託事業者の御紹介をさせていただきます。本日は委託事業者１０社のうち３社の方に御越しいただいております、詳細はのちほど説明をさせていただきますが、こちらの３社が今年度に個別評価を予定している事業者でございます。それではまず京都かんきょう株式会社の山口営業部長から一言お願い致します。

委託事業者１： ただいま御紹介にあずかりました山口と申します。よろしくお願い致します。

まずは弊社の会社紹介についてですが、終戦直後に進駐して来たGHQの京都市への進言により、前進である「阪神乗合自動車株式会社」が京都市から要請を受け、トラックを供給させていただいたのが弊社のごみ収集業務のはじまりです。その後、昭和２９年４月、「阪神トラック株式会社」を設立、平成３０年７月には「大栄環境グループ」の一員として京都かんきょう株式会社に社名変更し、新たなスタートを切っております。世界の文化首都・京都の環境美化に貢献するという大きな理念の下、事故ゼロ、けがゼロ、苦情ゼロを合言葉に、市民の皆様のライフラインを守っているという使命感と、ごみ収集業務委託契約の仕様書にも記載されていますように、業務の効率的実施と公共性を十分に認識し、市民の皆様の信頼を損なわないように日々業務にあたっております。先ほど松原のほうから紹介がありましたKKS検定では、環境問題を、安全運転、安全作業、さらには市民対応にいたるまで、幅広く全員が学ぶことで、市民の皆様の安全・安心を最優先した収集業務が確実に遂行できるよう努力を重ねております。「京都かんきょうが担当してくれてよかった」と皆様に認めていただけますように、これからも社員一丸となって色々な取組にチャレンジし、市民の皆様に信頼される受託業者になれるよう努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくお願い致します。以上です。

事務局： 続きまして、有限会社大成浄美社の業務班長をしておられます加藤さん、お願い致します。

委託事業者2： ただ今、御紹介にあずかりました有限会社大成浄美社の加藤と申します。弊社は、日頃より京都の環境美化に携わる企業の一員として、京都市より受託した家庭ごみ、大型ごみの収集、し尿収集、また浄化槽の清掃などに取り組んでいる企業です。市民の皆様の生活に欠かす事の出来ない業務に携わる上で最も大切なことは、「安全な作業を安定して提供する」ということだという考えを従業員一同に普段から意識づけするために、弊社では事業協同組合主催の安全講習会への参加はもとより、毎月の安全運転目標、安全作業目標の作成及びそれを元にした月毎のミーティング、そして新しく入ってきた社員にこのような形で、収集作業ごと、大型ごみ、家庭ごみ、し尿収集、それぞれの注意点を教育するとともに、安全目標のマニュアルの作成及びその周知を行なっています。弊社は、K E S＝「京都環境マネジメントシステムスタンダード」のステップ1に登録し、環境保全への取組活動の一部として会社周辺の定期清掃などを行い、小さなことからではございますが、従業員の環境美化への意識の向上をめざし、日々努めております。簡単ではございますが以上になります。

事務局： 続きまして、大同興業株式会社の小澤社長よろしくお願い致します。

委託事業者3： 大同興業の小澤と申します。よろしくお願い致します。現在、私どもは、京都市内の家庭ごみ、大型ごみ、し尿の収集作業をさせていただいております。当社としては、従業員が新型コロナウイルス感染症に感染しないために、マスクの着用、消毒薬の携帯、健康管理、社内におきましては、空気清浄器の導入、手が触れる場所、トイレなどの毎日の消毒を行なっております。昨今の京都市内の感染者数が増加している状況があり、収集するごみにも保菌者のマスク、ティッシュなどが入っている可能性があります。

私たちがそういった環境下の収集作業を行っていることへの御理解をお願いしたいと思います。皆様へのお願いとしましては、ごみを出す時は、マスク等、唾液のついたものは別の袋に入れて、散乱防止対策を行ってください。今後、猛暑に際して熱中症予防のために、マスクをすることによって熱中症になってしまう可能性があります。作業員もマスクを外して作業することもあると思いますが、そのことについての御理解を皆様をお願いしたいと思います。皆さまの御協力があれば、ごみ収集作業だけでなく、ひとりひとりの小さなところが山となって、新型コロナウイルスの感染を乗り越えることができると私は思っておりますので、皆さまの御協力をお願い致します。

事務局： ただいま御挨拶をしていただきました３社の委託事業者ですが、こちらが本年度の評価対象の３社ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして資料にお戻りをいただきまして、資料４の２「委託業者ごとの評価について」を御説明させていただきます。

事務局から資料の説明

会 長： ただいま委託事業者の評価について御説明いただきました。あわせて本日は３社の方に来ていただいて、各社の取組について少しずつですがお話を伺うことができました。次回の会議で改めて対象の３社の方にも来ていただいて、アンケート結果、それからヒアリングでのお話を伺うということでございますが、何か御質問がありますでしょうか。

委 員： 収集作業をみていると、契約社員やアルバイトの方など短期間で従事されている職員の人が作業してるように見受けられますが、そのような方まで研修がなされた上で、現場で働いておられるか教えていただきたいと思います。

委託事業者： 契約社員を含め社員に関しては日々研修等をやらせていただいております。アルバイトの職員に関しても、入社時には必ず教育を行っており、また、現場での作業では必ず経験の長い収集業務員、契約社員を付けて「現場での指導」を行うようにしております。

委 員： 実際、街の中で見ていると、収集車がＵターンしてはいけないところをＵターンしているケースがよく目立ちます。このようなケースについてしっかり検証されているのでしょうか。家庭ごみの収集はしっかりされてると思いますが、事業ごみなどの場合には、ルールが守られていないように感じます。

事務局： ごみ収集業務は本市の「委託業務」ということでございますので、会社側に「こういう業務やって下さい」というお願いをしておりますので、その中で委員がおっしゃられたようなケースについては、直営・委託問わず禁止をしておりますので、もしそのようなケースを発見されましたら、我々に通報いただければ、厳しく指導をしてまいります。委託事業者の場合については、指揮、指導に関しては会社ごとで行っていただくということになりますので、我々からは「会社の中で社員教育を徹底していただくように」と会社に対して指導する形となります。

また、補足ですが、今日御紹介した10社というのは、家庭ごみの収集ということで本市のほうから委託している10社で京都市の三色のパッカー車でございます。一方で事業ごみの収集として、市内で許可を受けてる会社が現在70数社で様々な色のパッカー車がございます。家庭ごみの収集で委託している分についての認識としては、そのような交通違反はないと考えておりますが、市民の皆様の中から見た時に、少し乱暴な運転やスピードの出し過ぎなどというケースはアンケートからも浮かび上がってきますので、そういう点については直営も委託も含めて改善していかなければならないと考えております。

委員： 2点お伺いしたいのですが、資料4-1の中で委託と庸車（ようしゃ）という記載があるのですが、どういう意味なのかお聞きしたいです。

また、資料4-2について委託事業者の皆様に、「自己研鑽と市民サービス向上」についてどのように御理解なさっているのかお聞きさせていただきたいです。

事務局： 庸車は、運転手及び車が委託事業者で、そこに京都市の職員が作業員として2人乗車をするという委託の形態でございます。それから委託は、車、運転手、作業員、この全てが委託事業者という意味で使い分けをさせていただいております。

委託事業者： 現在、京都市のごみ収集業務の6割が委託化されており、自分達の業務は、ただ単に収集するだけではなく、市民の皆様の不安や問合せにもお答えすることだと考えております。そのためには知識を持っておく必要があり、よく利用させていただいているのが、京都市の「ごみ事典」です。まず、これをしっかりと勉強し、必要最低限は答えられるように心がけております。

また、市民サービスにおいて、何が大事なのか、どのように満足していただけるかを大事にし、カラスネットのたたみ方や運転などにおいて気を付けるようにしております。このコロナ渦の中でごみ収集業務に対して非常にありがたいというようなお声も頂いており、日頃の収集が丁寧になったんだなと実感しております。

しかし、このような業務において、一度でも事故を起こしてしまうと、我々の今までの取組が水泡に帰してしまいますので、そういった意味においても、社員には、十分に注意するように教育を行っております。さらに言いますと、この一度の事故が、我々の委託契約にも関わってくる、当然、社員や家族の生活にも関わってくるということがありますので、一番に大切なのは、市民サービスの徹底であると教育しております。

市民の皆様に喜んでもらえる、それこそ「委託しといてよかったやないか」と言われるような業務にしていこうと、これを心掛けて「自己研鑽と市民サービス

の徹底」を図っております。

委員： 先ほど八代市のほうに災害廃棄物収集の支援を行っているというお話がありましたが、それは京都市の持ってる車で京都市の職員で行かれたのでしょうか。

事務局： 災害支援については全て直営の職員と車で行っております。

委員： 日本の立地上、今後、様々な災害が常に継続的に発生するということは避けられないという課題があります。また、災害廃棄物の収集運搬において、毎回、同じような課題が発生しております。被災地の方からすれば少し申し訳ない言い方ですが、被災地に支援に行くということは、京都市側から見ると、もし京都市でこういった災害廃棄物の収集を行わないといけないような状態になったら、どうい問題が発生するのかという情報を収集できるすごく大事な勉強の場になると思います。収集業務を100%委託化している自治体もあつたりして、そういうところが被災するとどうなるのかという情報は、今後、ためになると思います。

ですので、委託契約の内容など、京都市の権限で行える範囲というのがあると思いますが、機会があれば、支援に委託事業者も盛り込んだ形をとっていけると、より一層、有事の際にこのごみ収集という大事なライフラインを止めない京都市の体制ができると思い、お聞きさせていただきました。

事務局： 近年の災害派遣につきましては直営を中心に行っております。趣旨のひとつは収集の経験です。もうひとつは、支援を行う中で非常に多種多様な事案が発生しますので、委託事業者にもその業務を委託できるのかという調整が必要になってくるということです。我々の指揮の範囲がわかりにくい状況で、委託事業者を活用することが難しい現状です。しかし、過去にそういったことがまったくなかったわけではなく、阪神大震災の時には委託事業者にも行っていただきましたし、応援の規模に応じて、そういった事態も一定想定はしている状況でございます。

会長： 市の職員だけを派遣したとしても、そのノウハウを市から委託事業者にも共有していくという形で、京都市で災害が起こった時に委託事業者にも即戦力として対応していただけるということがあると思います。そのような情報共有も図っていただければよいかなと思います。

派遣については、一緒に委託事業者に行っていただければ一番効果的だとは思っています。10社に分かれておりますので、ノウハウを共有するというやり方と並行していくことが望ましいかなとお話を伺っていて思いました。

事務局： 実際、京都でも台風が来て、非常にたくさんの被災ごみが出たといったことも近年ございましたので、そういった作業については委託事業者と共同で行っているところがございます。他都市への支援についても、組織としても積重ねをしているところがございますので、そういった「勉強会」を委託事業者とやっていくということで現在、調整をしているところがございます。

会 長： 委託化率は現在 6 割で、今後 7 割までいくということで、京都市のライフラインであるごみ収集の「フロントパーソン」になるのが委託事業者であるということです。その委託事業者のサービスの維持・向上というのは、非常に重要なテーマであると思います。今年度から新しく追加されたことでありますけれども、随時、私たちも取り組んでいきたいと思います。そうしましたら議題 5 「ごみ収集業務に関するアンケート調査について」に移りたいと思います。事務局からよろしくお願い致します。

事務局から資料の説明

会 長： 御説明にありましたとおり、今回の調査については、昨今の社会情勢を把握するために「大型ごみの処分について」、それから「マスク等の捨て方について」など、一部の項目を増やしています。

また、昨年度までのアンケートで必要なデータが集まった項目については、今年度は削除されたということでございます。アンケート配布の枚数の割振りについても、今年度は議題 4 にありましたとおり、個別評価の対象の委託事業者に各 500 枚を配布するために、配布方法が少し変更になるということでございました。

委員のみなさん、何か質問等ございますか。

委 員： 特に質問 22 とその枝番の 22-2 についてですが、この質問でなにを明らかにしたいのかというのが少し判りづらいです。すでに増えているのはわかっているのではないのでしょうか。皆さん「増えた」と回答すると思います。「今後どうなるのか」というのは、確かに聞く意味があるのかなと思いますが、この質問で得た回答を、京都市のごみ事業の推進としてどう使うのかというのを考えた時に、例えば、事業者に対して減量等のアプローチをすると考えるのであれば、現在、プラスチック系のものがすごく増えていますので、それが「宅配」なのか、それとも「お弁当系」なのかなど、もう少し詳細まで聞きとらなければいけないと思います。

あと、質問 21 についてですが、マスクの捨て方についてさきほど周知したと

おっしゃられたと思うんですが、こういう質問調査は、市側が、回答者がどういうことを考えていたり、どういう行動をしてるのかを明らかにするというのが1つの目的なんです。この調査を受ける回答者の人達に対して教育をする1つのツールでもあると思います。なので、この質問を入れるのであれば、配布の時に説明のあったチラシを添付するなどもひとつ効果的かなと思います。

事務局： まず1点目の新型コロナウイルスの影響によるプラスチックごみ（質問22）についてですが、本日説明させていただきましたとおり、プラスチックごみが増加していることを受け、今年度、国の「特例交付金」という制度を活用して、このプラスチックごみを例えば「バイオ素材」にできないか、使い捨てではなくいわゆる「リユース食器」にできないかという課題があり、その課題解決に向けて、今年度の7月から助成金制度をスタートさせました。これは飲食店や商店街などでマイバッグを使うなどのケースの場合に助成させていただくものです。事業者への支援という点で、アンケートの結果によっては、今年度だけではなくて翌年度も継続して実施する必要があるのではないかと考えており、この質問を設定しております。しかし、委員の御指摘を受けまして、質問22については、例えば、どこから出るごみが増えてるのかなど、もう少し内容を練り、次につながるような質問になるよう検討します。

もうひとつの御意見についてですが、アンケートというのは御指摘のとおり、回答者への「啓発」という側面もあり、質問21はまさにそういった側面があると思います。どのような形式にするかは、一旦持ち帰らせていただいて判断させていただけたらと思います。

会 長： マスクの話は、さきほどの委託事業者のお話でもありましたが、やはり我々がインフラを安定的に使っていくために、市民のほうを守るべきルールといいますか、「新しいマナー」というのが必要だと思います。

この感染症のおそろしいところは、「感染者が見えない」、無自覚の感染者が非常に多いところで、「日頃からマスクとかティッシュ等の捨て方について気をつけましょう」ということを、色んな機会をとらえまして広報していただいたほうがよいと思います。

アンケートについていかがでしょうか。全体としては例年と同じで、いくつかの新しい点については項目を追加して、これまでのアンケートで方向性が見えてきたものについては削除してシンプルにしたということです。

委 員： 先ほどの質問とかぶるところがあるのですが、質問22の「利用する機会が増えた／減った」ということについて、結果に対してどう感じるかなど、回答者に

考えさせる質問にしてもいいのかなと思います。

質問２４については、なぜそういう行動をするのか考えさせる質問にすることが市民の意識づけになるかなと思いました。

事務局： 質問２２については、今の御意見も含めて見直しをしていきたいと思っております。

質問２４についても、記載を工夫していきたいと思っております。

会 長： これで本日予定していた議題は全て終了いたしました。事務局に進行をお返しいたいと思います。

○閉会

事務局： 本日は長時間、御審議いただきありがとうございました。アンケートのところの記載につきましては、また会長と御相談をいたしまして修正をしていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。